

令和5年第2回

# 太子町議会定例会会議録

開会 令和5年6月1日

閉会 令和5年6月23日

太子町議会

## 令和5年 第2回太子町議会定例会会議録目次

### 第1日（6月1日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期決定の件	4
諸般の報告（監査、全国町村議会議長会）	5
報告第2号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）	6
報告第3号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）	7
報告第4号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件（町長提出議案）	8
報告第5号 令和4年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件（町長提出議案）	10
議案第15号 府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意について（町長提出議案）	11
議案第16号 太子町印鑑条例中改正の件（町長提出議案）	12
議案第17号 太子町税条例中改正の件（町長提出議案）	12
議案第18号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）（町長提出議案）	13
議案第19号 太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件（町長提出議案）	14
散 会	15

### 第2日（6月21日）

開 議	19
一般質問	19
議案第20号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第4号）（町長提出議案）	57
散 会	58

第3日（6月23日）

開 議	61
議案第15号 府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意について（総務まちづくり常任委員長報告）	61
議案第16号 太子町印鑑条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	61
議案第17号 太子町税条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	61
議案第18号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）（予算常任委員長報告）	61
議案第20号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第4号）（予算常任委員長報告）	61
閉会中の継続審査の申し出について	66
閉 会	67

【第 1 日】

令和5年 第2回太子町議会定例会会議録

令和5年6月1日(木) 午前 9時30分開会

◎出席議員(10名)

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	田中信幸君
副町長	齋藤健吾君	住民人権課長	木村厚江君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	鳥取勝憲君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	小路展裕君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	川久保みのり君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	辻本知也君
秘書政策課長	西本武史君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
企画担当課長	小泉大吾君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	小南考弘君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君

◎議会事務局

事務局長	正野正	書記	木下雄平
------	-----	----	------

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告（監査、全国町村議会議長会）
- 日程第4 報告第2号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第5 報告第3号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第6 報告第4号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第7 報告第5号 令和4年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件（町長提出議案）
- 日程第8 議案第15号 府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意について（町長提出議案）
- 日程第9 議案第16号 太子町印鑑条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第10 議案第17号 太子町税条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第11 議案第18号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）（町長提出議案）
- 日程第12 議案第19号 太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件（町長提出議案）

○議長（山田 強君） 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会が招集されました。皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会における新型コロナウイルス感染症対策についての対応を申し上げます。

5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、基本的感染対策の考え方では、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本としていることから、議員のマスク着用については個人の判断に委ねることとし、傍聴席の席間隔においては1席間隔を空けておりましたが、コロナ以前のとおり、通常の席配置に戻すことといたします。ただし、基本的な対策として、消毒薬の設置、アクリル板パーティションの設置等につきましては、従前のとおり継続して実施することといたします。

また、理事者側の対応につきましては、感染症対策の実施は個人、事業者の判断が基本となり、町職員としての基本的感染対策等の方針を定められていることから、理事者側の方針に委ねることといたします。

次に、地球温暖化防止のため、省エネルギー推進の一環として本年もエコスタイルを導入いたします。先日開催されました議会運営委員会から10月末日までの本会議を含む全ての会議においてエコスタイルを実施いたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 本日定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

令和5年第2回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行いたしました。住民や事業者の皆様におかれましては、感染拡大を防ぐため様々な取組にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

また、5類感染症への移行に伴い、政府の対策本部が廃止され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施してきた感染症対策に関する協力要請等の措置も終了したことから、本町におきましても、同日付で太子町新型コロナウイルス感染症対策本部を解散いたしました。改めまして、患者の治療やワクチン接種に携わっていただいた医

療関係者や、細心の注意を払いながらケアを続けてくださった高齢者施設をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様のご尽力に敬意を表し、感謝申し上げます。

このように、新型コロナウイルス感染症への対応が1つの区切りを迎える中、本町におきましても、大盛況となった太子聖燈会をはじめ各種イベント等が約4年ぶりに開催されるなど、社会経済活動がコロナ禍前の姿に戻りつつあります。本町といたしましては、住民の皆様が安心して暮らしていけるよう、引き続き変異株の動向や感染状況を注視しながら、必要に応じて対策を講じるとともに、コロナ禍で落ち込んだ社会経済活動の着実な回復に向けた取組を進めつつ、併せて、開幕まで700日を切った2025年の大阪・関西万博の成功に向け、地元自治体として、国や府、博覧会協会などと連携しながら、より一層の機運醸成等に取り組んでまいります。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、報告案といたしまして、太子町税条例中改正の専決処分の件ほか3件、事件議決案といたしまして、府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意についての1件、条例案といたしまして、太子町印鑑条例中改正の件ほか1件、予算案といたしまして、令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）の1件、諮問案件といたしまして、太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件の1件、以上合わせまして9件でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認、ご議決、ご同意賜りますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（山田 強君） 本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和5年第2回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございます。

---

○議長（山田 強君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、森田議員、6番、村井議員を指名いたします。

---

○議長（山田 強君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。



今回の定例会につきましては、5月25日に開催されました議会運営委員会でご検討いただいた結果、会期は本日6月1日から23日までの23日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月23日までの23日間で決定いたしました。

なお、定例会の運営予定でございますが、配布しておりますとおり、本日は、提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思っております。

ただし、日程第4、報告第2号、日程第5、報告第3号、日程第6、報告第4号、日程第7、報告第5号、日程第12、議案第19号につきましては、本日、全員審議をお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、6日に総務まちづくり常任委員会を、13日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、14日の予備日を充てていただきたいと思っております。また、追加議案等がございましたら、19日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

21日に、一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りは、6日の正午までとさせていただきます。

23日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告ですが、本日は監査の報告と町村議会議長会の報告の2件を予定しております。

また、本定例会までに受理いたしました陳情・要望等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

---

○議長（山田 強君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、私のほうから、町村議会議長会の報告をいたします。

去る令和5年5月15日、南河内郡町村議会議長会総会が本町で開催され、任期満了に伴う役員改選がありまして、会長に千早赤阪村の千福議長が、副会長に河南町の大門議長が、監事に本町の私が、令和5年度の役員として決まりました。任期は1年間でございます。

事業計画として、昨年度に引き続き3町村合同の研修会を実施することになりました。

また、令和5年5月22日に大阪府町村議長会総会が開催され、任期満了に伴う役員の選任選考があり、会長は北部地区から能勢町の大西議長が選任され、副会長は田尻町の金田議長と千早赤阪村の千福議長、監事は豊能町の菅野議長、忠岡町の北村議長、河南町の大門議長が選任されました。

全国関係では、5月23日に全国町村議会議長会の議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、中村副議長と私が参加してまいりました。研修では、「町村議会の課題と今後の展望について」「町村こそデジタルを一住民のためのデジタル活用法ー」及び「地方議会とハラスメント」をテーマに講演がありました。

報告は以上でございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

○議長（山田 強君） 日程第4、報告第2号、太子町税条例中改正の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） おはようございます。報告第2号、太子町税条例中改正の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が原則として本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容でございますが、固定資産税におきまして、長寿命化に資する大規模改修工事が行われたマンションに係る税額の減額措置の創設を行うほか、軽自動車税におきまして種別割グリーン化特例（軽課）の延長を行うものでございます。

そのほか、法改正に合わせて規定、文言の整理を行ったものでございます。

以上のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により本議会にご報告申し上げるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第2号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第2号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号、太子町税条例中改正の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

---

○議長（山田 強君） 日程第5、報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

教育次長。

○教育次長（池田貴則君） おはようございます。報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件についてのご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、本町春日地内において発生をいたしました本町会計年度任用職員による物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償額は5万7千739円で、損害賠償の相手方は隣接駐車場利用者個人でございます。

本件事故は、4月6日午後4時頃、本町会計年度任用職員が町立幼稚園において草刈り業務を行う際、草刈り機で飛んだ石により相手方所有の車両助手席側ガラスを破損させたものでございます。

この度、相手方との協議が整ったことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、本年4月27日に地方自治法第180条第1項の規定により町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により本会議にご報告を申し上げるものでございます。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

以上、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告とさせていただきます。

○議長（山田 強君） ただいま、報告がありました。

報告第3号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑等は省略いたします。よって、報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件は、報告済みといたします。

---

○議長（山田 強君） 日程第6、報告第4号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第4号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、マイナンバーカード取得促進事業及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお開き願います。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1千769万4千円を追加し、総額を61億3千247万6千円とするものでございます。

8頁、9頁をお開き願います。

2款総務費、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、補正額579万3千円で、事業別区分2、戸籍住民登録事業483万円は、1節報酬の会計年度任用職員報酬で354万円、3節職員手当等の期末手当で39万2千円、4節共済費の共済等保険料で73万4千円、8節旅費の通勤費用弁償で16万4千円でございます。

次に、事業別区分4、社会保障・税番号制度促進事業96万3千円は、10節需用費の消耗品費で25万2千円、12節委託料の広報等各戸配布業務委託料で6万2千円、13節使用料及び賃借料の電算機器賃借料で17万6千円、14節工事請負費の電話専用回線敷設等工事請負費で47万3千円でございます。

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉費、補正額1千190万1千円で、事業別区分10、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）2万6千円は、11節役務費で、郵便料でございます。

次に、事業別区分11、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）1千187万5千円は、3節職員手当等の時間外勤務手当で16万5千円、10節需用費の消耗品費で2万円、11節役務費の郵便料で2万6千円、口座振替手数料で1万4千円、12節委託料の子育て世帯生活支援特別給付金電算処理業務委託料で165万円、18節負担金補助及び交付金の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）で1千万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

6頁、7頁に戻っていただきまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金。補正額1千187万5千円は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金（その他世帯分）で1千万円、事務費補助金（その他世帯分）で187万5千円でございます。

続きまして、16款府支出金、2項府補助金、2目民生費府補助金、3節児童福祉費補助金、補正額2万6千円は、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）でございます。

続きまして、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、補正額579万3千円は、財源調整として財政調整基金から繰入れを行うものでございます。

本補正予算は早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定

に基づき本年4月26日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、本議会にご報告申し上げるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第4号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第4号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

---

○議長（山田 強君） 日程第7、報告第5号、令和4年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第5号、令和4年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご報告申し上げます。

今回ご報告申し上げるのは、先の3月定例会における令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）において、予算の繰越しについてご議決をいただいたもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策事業、繰越額30万円は、太子町版特別定額給付金の給付に要する経費でございます。財源としましては、一般財源30万円でございます。

続きまして、9款教育費、3項山田小学校費、事業名、山田小学校東校舎トイレ改修事業、繰越額3千4万円は、トイレ改修に要する経費でございます。財源としましては、国庫支出金724万5千円、地方債1千440万円の未収入特定財源と一般財源839万5千円でございます。

本事業につきましては、国の補正予算により事業採択となったものの当該年度の事業完了が不可能なため繰越しを行ったものでございます。

以上、ご報告と内容の説明とさせていただきます。

○議長（山田 強君） ただいま、報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

これで、報告第5号、令和4年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

---

○議長（山田 強君） 日程第8、議案第15号、府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意について、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。議案第15号、府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、広域営農団地農道整備事業岩湧地区において、事業費の増加など土地改良に定める計画変更の必要が生じたので、土地改良法第88条第7項の規定により、計

画の変更にも同意したいので、同条第8項の規定により議会の議決を求めるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第15号、府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意については、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

---

○議長（山田 強君） 日程第9、議案第16号及び日程第10、議案第17号、これら2件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第16号、太子町印鑑条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律における電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備いわゆるスマートフォンによる交付を可能とするために本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に移動端末設備の利用を加えるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号、太子町税条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に交付され、このうち施行期日が本年4月1日とされているものを除く一部改正につきまして、本条例に関連する一部改正を行うとともに、文言の整理を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく



森林環境税に係る賦課・徴収環境の整備及び軽自動車税において特定小型原動機付自転車いわゆる電動キックボードの車両区分創設に伴い、種別割税率の整備を行うものでございます。その他、法改正に合わせての規定、文言の整理を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第16号、太子町印鑑条例中改正の件、議案第17号、太子町税条例中改正の件の2件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

---

○議長（山田 強君） 日程第11、議案第18号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第18号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ1億3千13万4千円を増額し、総額を6億2千261万円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のほか、産官学連携プロジェクト事業に要する経費及び万博キャラクターのミャクミャクをデザインしたナンバープレート作成に要する経費などの予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、企業版ふるさと納税寄付金に加え、歳出増額に伴う財源として府に府支出金を計上し、不足する財源につきましては、財政調整基金繰入金により財源の調整を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第18号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）は、予算常任委員会に付託いたします。

---

○議長（山田 強君） 日程第12、議案第19号、太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第19号、太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、任期満了に伴い、候補者14名について農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日まででございます。何とぞよろしくご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第19号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会付託を省略いたします。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号、太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時09分 散会）

【第 2 日】

令和5年 第2回太子町議会定例会会議録

令和5年6月21日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	自治防災課長	辻中一嘉君
副町長	齋藤健吾君	住民人権課長	木村厚江君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	鳥取勝憲君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	小路展裕君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	川久保みのり君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
秘書政策課長	西本武史君	保険医療課長	松岡健一君
企画担当課長	小泉大吾君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
総務財政課長	小南考弘君	学務指導担当課長	矢野敦則君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	生涯学習課長	東條信也君

◎議会事務局

事務局長	正野正	書記	木下雄平
------	-----	----	------

---

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・地域防災について……………斧田秀明君
- ・道の駅「近つ飛鳥の里・太子」について……………建石良明君
- ・地域での音楽鑑賞のあり方について……………辻本博之君
- ・防災士について……………辻本 馨君
- ・個人情報の閲覧…………… //
- ・すべての人が投票できるように……………藤井千代美君
- ・マイナ保険証の運用は直ちに中止するよう国に求めよ……………西田いく子君
- ・太子の森の運営は「公平」なのか…………… //
- ・太子町の文化財を守れ…………… //

日程第2 議案第20号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第4号）（町長提出議案）

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしく願いいたします。

---

○議長(山田 強君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、6名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

[1番 斧田秀明君 登壇]

○1番(斧田秀明君) おはようございます。議席番号1番、しなが会の斧田でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、住民の皆さんの生命や財産を大災害から守る地域防災についての質問でございます。

最近、6強の能登半島、5強千葉県南部、5弱トカラ列島近海等、北海道から沖縄までの至るところで地震が発生しております。まるで、南海トラフ地震の到来のカウントダウンのように感じられます。

先日ですけれども、本年6月7日に気象庁から出された南海トラフ地震関連解説情報では、第67回南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会、並びに第446回地震防災対策強化地域判定会で評価した南海トラフ周辺の地殻活動の調査結果につきましては、現在のところにつきまして、発生の可能性は平常時と比べて相対的に高まったと言われるような特段の変化は観測されていないということでございました。

一瞬、安心できるんですけども、ただし、南海トラフ沿いの大規模地震、マグニチュード8から9クラスのものにつきましては、平常時においても今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和の東南海地震、南海地震の発生から約80年が経過していることから、切迫性の高い状態だというふうに言われております。つまり、大規模地震がいつ発生しても不思議ではないということでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響で、この3年間は、感染防止のため、人が一堂に会することができない状況となってしまいました。これは地域防災事業についても同じような状態だと思いますが、どのような影響を受けられましたか。

そして、住民の皆さんを集めて防災訓練ができない中、職員の方が取り組まれていた防災活動などがあれば教えていただきたいと思います。

また、ウィズコロナとして取り組んだことや、防災意識を高めるため、住民の皆さんへの啓発活動についても答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 改めまして、おはようございます。

太子町における地域防災の取組について、ご答弁を申し上げます。

令和2年1月から日本国内で拡大した新型コロナウイルス感染症により、太子町総合防災訓練をはじめ、町会・自治会や自主防災組織等の訓練など、多くの人に参加する訓練が中止を余儀なくされました。防災訓練は定期的に行うことで防災意識の醸成や災害時における行動の確認ができるなど有意義なものであり、中止は非常に心苦しく残念に思っております。

この間、人が集まることができない中、町職員の防災意識の向上と災害発生時の行動確認を行うため、非常参集訓練を行いました。非常参集訓練というのは、通常時の役場への通勤方法が災害により利用できなくなった場合にどのようにして役場まで通勤するのかを職員一人ひとりが考え、実施する訓練でございます。

また、コロナウイルス感染症対策の避難所運営として、避難所における間仕切りテントの配置訓練も行いました。

住民への防災意識の啓発としましては、災害が起こる前に備えることや避難についての考え方、太子町内の危険個所などを記載している太子町ハザードマップをリニューアルし、令和4年3月に全戸配布をいたしました。

また、太子町の公式LINEにおいても、気象情報やハザードマップなどを見るこ



とができる防災専用ページを作成し、その中には、大雨などの注意報や警報が出たときにどのような行動をするのかをあらかじめ決めておくマイタイムラインの設定をできるようにしています。

今後30年以内に80%の確率で発生が危惧されている南海トラフ巨大地震への備えとしても、町民の防災意識の向上を図るため、引き続き防災の啓発に取り組むとともに、ウィズコロナの状況下で実施できる防災訓練、並びに災害発生時には避難所における良好な生活環境を確保できるよう、避難所の整備についても検討をしております。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 町長のほうからご答弁いただきまして、ありがとうございます。

コロナの感染によって、それを防止するために人が集まらない中で、職員の皆さんの研修であったりとか、いろいろと公式LINEの関係の話もしていただいたんですけども、私のほうにつきましても、こういう緊急情報の窓口として、先ほど説明のあった公式LINE、そういうふうなものについては取り入れさせていただいておりますし、住民の皆さんにもこういう公式LINEについては取り入れていただけるよう、またこれからも啓発を進めていただければいいんじゃないかなと思いました。特に、防災以外にもいろんなイベントの紹介とかもしておられて、大変便利だと思っております。

また、職員の皆さんの非常参集訓練を実施されたということですが、実際に大規模災害が発生されたときには、職員自身が被災者となり、役場までたどり着けないことも十分想定できるかと思えます。

ここで私が言いたいのは、災害のときに住民の皆さんを守り、助けてくれるのは一体誰かというふうなことでございます。その対象は、どういうことかという、まず、1番が自分自身、そして、近くにいる人、また、それ以外の公的な部分では消防などが考えられますが、災害への備えを考えると、自助、それから共助、公助の3つに分けることができるかと思っております。

特に自助につきましても、災害が発生したときにまず自分自身の身を守るというふうなことです。これにつきましても、家族も含まれています。共助とは、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うことを言います。そして、市町村や消防、大阪府や警察、自衛隊といった公的機関による救援・救助が公助でございます。

す。

大規模な地震による犠牲者の多くは、地震発生直後の建物倒壊や家具の転倒によるものが過去の例としては挙げられています。こうした地震直後の状況下におきまして一人ひとりを助け、守ることに必要不可欠となるのは、まずは、公的なものを待つというよりも、自分自身自らを守る自助と、近隣で助け合う共助でございます。公助だけでは、被害にあった人々がたくさんいる場合には救助・救援する側の人々の人手が到底足りないことは想定できると思います。例えば、下敷きになった人は一刻も早く助け出す必要があります。

災害発生時だけではなく、日頃の対策として、たんすとかいろんな家具が倒れてこないような予防策についても、自助、自分の守るための役割だというふうなこともつながっています。

それと、あと、水や食料を家庭のほうで備蓄していくというふうなことにつきましても、以前につきましては3日程度と言われていたんですけれども、中々現実問題としては届きにくい場合も考えられるので、1週間を目安にやっておくほうがいいんじゃないかというふうなことも今は言われております。自分並びに家族の命を守るため、住民の皆さんが自分たちでできることは、自分たちで取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、2問目として、自助の重要性について話をしてきたところですが、他の市町村で進んだ取組があれば、紹介していただけないでしょうか。中々、市町村でそれぞれ状況が異なっているので、特にない場合につきましては、本町の取組事例についての答弁をお願いします。

そして、次には、消防団の地域防災活動の取組についてです。

毎月5日と25日には、防火パトロールなどの啓発活動や放水訓練、本当に消防団の皆さんにはご苦勞をかけております。後継者対策も含め、地域のために取り組んでいただいていることについても感謝申し上げます。

それでは、消防団の地域防災活動の取組につきましても、今後の取組とともにご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 自助に対する行政としてのサポートの先進事例ということでございますが、先進事例につきましては、それぞれの自治体や地域の特性もあり、太子町に

合致するかなどを検証する必要がありますので一概には申し上げにくいところでございます。

太子町としては、先ほども申しましたハザードマップによる災害に対する備えの情報提供や町公式LINEによるマイタイムラインの作成支援、広報紙や防災行政無線を利用した周知、国などと連携したJアラート訓練、太子TVでの防災情報の紹介などを行っております。

また、小学校の防災の授業に職員が出向き、防災への備えなどについて説明を行うことで、子どもたちが自助の大切さについて理解を深め、また、子どもから保護者へと伝わり広がっていけばと思っております。

自助は、災害時において最も基本的で重要なことですので、今後も必要な啓発やサポートを継続的に行ってまいります。

次に、消防団の地域防災活動の取組についてですが、新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前は、町会や自治会、自主防災組織が独自に行う防災訓練や消火訓練において指導などを行っていただいております。新型コロナウイルス感染症による規制が少し緩和され、今年2月下旬から3月上旬までの3週間にわたり毎週日曜日には消防団などの主催により、地域の防災意識向上を目的とした防災訓練を行いました。消防団は、地域に根差した組織で、火災の際の消火活動はもちろんのこと、万一、大規模な災害が起こったときなどには、非常に重要な組織として災害対応の活動をしていただくこととなります。今後も、町と消防団は太子町の住民の皆さんの生命と財産を守るために、連携して防災及び災害対応に取り組んでまいります。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。

ただいま町長のほうから答弁していただいたベースになっているものとしまして、本年3月に策定された太子町地域防災計画があると思います。これは383頁にわたるような計画で、近年多発する自然災害の教訓や今後発生が懸念される南海トラフ地震への対応を踏まえ、変革する社会情勢等に整合性を図り、実効性のある計画とするために今回修正されたものでございます。

災害対策は、時間の経過とともに、災害予防、それから災害応急対策、そして災害復旧・復興の3段階を計画的に進めていく必要があります、この計画の中でその順番というんですか手順を詳細に書かれておられます。

災害予防段階におきまして、ハード対応の実施とともに、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、あと公助としての災害情報の充実やソフト対策を組み合わせることによる減災を目指すとされているというふうなことで、先ほど町長のほうからご答弁いただいたそういうふうな内容につきましてもここら辺を具体化する形として取り組まれているものだというふうに聞かせていただきました。

災害が発生したときに計画に書かれていることが実現できるためには、本当に大変な準備と訓練が必要だと思います。立てただけの計画とならないで、住民の皆さんの生命・財産を守るために、実践につながる計画としていただきたいことをお願いしまして、また、これから先、消防団を含め、現場で活躍していただける職員の皆様のご苦勞に感謝いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、2番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

〔2番 建石良明君 登壇〕

○2番（建石良明君） おはようございます。大阪維新の会、建石良明です。

通告に基づきまして、質問をいたします。

今回の私の質問は、道の駅近つ飛鳥の里・太子について、1、道の駅近つ飛鳥の里・太子の運営状況について、2といたしまして、道の駅の活性化についてであります。

さて、道の駅は、地域の情報ステーションです。道路情報や歴史、文化、名産品や観光地などを紹介する案内板や資料館、物産販売コーナーなどが設けられております。更に、郷土芸能や朝市、展覧会などのイベントも催され、様々な情報を発信して、利用者との交流を図っています。道の駅の設置者は市町村等であり、国土交通省道路局に申請し、登録します。令和5年2月28日までに1千204駅が登録されております。道の駅の機能は、道路利用者のための休憩機能を持ち、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能の役割もあります。道の駅をきっかけにまちとまちが手を結び、活力ある地域づくりをともに行うため、地域の連携機能の3つの機能を併せ持つ、休憩施設、道の駅が誕生いたしました。

そこで、太子町にある道の駅近つ飛鳥の里・太子の運営状況について、質問をいたします。

本町の道の駅は、平成9年、1997年にオープンして以来、長らく地域の団体による管理運営が行われてきましたが、昨年、民間のノウハウを活かした更なる積極的運営を目指して、太子町観光・まちづくり協会による運営に切り替えられ、リニューアルオープンしました。新たな事業者の下、集客に向けた様々な工夫が重ねられ、以前に比べ多くのにぎわいが生まれつつあり、町民の皆さんからも、明るい雰囲気になったとの声も多く聞かれます。

そこで、昨年度、道の駅のにぎわいづくりにあたり、町や観光・まちづくり協会において具体的にどのような取組が行われたのかをお伺いいたします。

また、昨年4月にリニューアルしてから1年が経過しますが、昨年度1年間の売上額、出荷者数の推移、来客数などの状況は以前に比べてどのようになったのかお聞きいたします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。道の駅近つ飛鳥の里・太子の運営状況につきまして、私のほうから答弁申し上げます。

道の駅近つ飛鳥の里・太子の運営状況でございますが、当道の駅は、平成9年のオープン以来、道路利用者への休憩施設の提供とともに、本町を代表する観光資源であります日本遺産竹内街道のゲートステーションとして、その役割を果たしています。昨年4月には、公募型プロポーザルにより、太子町観光・まちづくり協会が運営事業者となり、リニューアルオープンされました。

一般的に、道の駅は、地域と共につくる個性豊かなにぎわいの場を基本コンセプトに、休憩、情報提供、地域連携機能の3つの機能を備えたものとされています。本町の道の駅においても、地域の魅力をより多くの方に知ってもらうため、売場面積は小さいながら、太子町産農産物の直売をはじめ、本町を代表する特産品であるブドウやミカンの時期にイベントを開催するなどの取組を行っています。また、太子ワイン、太子最中、太子みかんソース等の特産品の販売や、太子町産ミカン果汁を使用したドレッシング、フィナンシェ、ジェラートなど加工品の新商品の開発に取り組むとともに、土日の休日限定でキッチンカーを誘致するなど、新事業を展開しております。

こうした取組により、ここ数年コロナの影響もあり減少傾向となっていました売上げも、令和4年度は7千800万円で、前年度に比べ約1.4倍の増加となりました。更に、来客数も延べ6万5千人と新型コロナ禍以前の状況を上回っています。また、

出荷者数も、令和3年度の50名から令和5年5月末現在で89名と、約1.8倍に増加するなど、道の駅の運営状況は大幅に向上していると考えております。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 今、答弁にありましたように、新生道の駅近つ飛鳥の里・太子の多様な新事業の展開等の取組により、リニューアルオープン後、売上額、来客数、また出荷者数も増加し、道の駅の運営状況は大幅に向上しているとのことで、大変喜ばしいことと評価いたします。

本町の道の駅は、建設から25年余りが経過し、設備については経年劣化が進行しています。更に、昨今、近隣の市町村では、規模の大きな道の駅が開設されています。イベントを中心に、駐車スペースが少ないと感じることもあり、道の駅に欠かせないトイレについても非乾式であるなど、近隣の道の駅と比較して施設の規模や機能において見劣りすることも否めません。つまり、道の駅の利用者に対するサービス向上や地域振興の観点で課題を抱えていると思います。

昨年12月、大阪府が策定した大阪のまちづくりグランドデザインでは、本町を含むエリア一体が、南阪奈（南河内）都市軸活性化エリアと位置づけられました。

また、今年3月には、天王寺公園てんしばにおいて南河内フルーツフェスタが開催され、南河内フルーツのPRが行われるとともに、本町道の駅が接続する広域農道の愛称が、南河内フルーツロードに変更され、新しいロゴデザインが発表されました。

本町の道の駅は、こうした多彩な果樹生産地を擁する南河内フルーツロードに隣接していることや、二上山や竹内街道といった自然、歴史、資源など、周辺に大きなポテンシャルを有しているのではないのでしょうか。こうしたポテンシャルを最大限に活かして道の駅の更なる活性化を図っていくべきだと考えますが、所見をお聞きいたします。

○議長（山田 強君） 副町長。

○副町長（齋藤健吾君） 道の駅の活性化についての再度のご質問について、私のほうからご答弁申し上げます。

大阪府内では現在10の道の駅の施設がございますが、本町では、平成9年9月に府と町が共同で道の駅近つ飛鳥の里・太子を開設し、地域のにぎわいと観光振興を支える施設として役割を担ってまいりました。

しかし、開設されて25年が経過いたしまして、トイレをはじめ設備の老朽化が進んでいることやイベント時の駐車や休憩スペースが少ないことなど、課題があるもの

と認識しています。

令和4年度に太子町観光・まちづくり協会が実施した来訪者アンケートでも、トイレの洋式化、休憩スペースの拡充、農産物の品そろえの充実といった意見が多く、また、飲食できる施設の設置や、周辺の歴史や自然などの観光資源、交通情報の提供を求める意見がございました。

このような課題を踏まえ、令和4年11月に大阪府と本町で道の駅の活性化に向けた勉強会を立ち上げ、令和4年度に4回開催いたしました。勉強会では、機能強化に取り組んでいる先進事例の調査や、道の駅の強み・弱みの分析とともに、南河内特産品であるフルーツを活かした食の提供、更には健康増進などを目的としたサイクルツーリズムとの連携など、機能強化の方向性について議論いたしました。

また、令和5年度から、検討会に改め、町の観光まちづくりを支える拠点とともに、農と自転車などを活かした南河内地域の広域的な拠点を目指し、利用者ニーズの調査や整備手法の検討等を踏まえ、具体の機能強化策について議論を進めております。

町といたしましても、道の駅の来訪者増加に向け引き続き取り組むとともに、南河内フルーツロードの北の玄関口を目指して、地域の活性化や利便性向上につながるよう検討を深めてまいります。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 全国的には道の駅が抱える課題として、周辺地域の人口減少、少子高齢化や農林水産物の出荷者の高齢化、近隣の道の駅との競合による利用者、売上げの減少、そして、利用者のマナー違反、これは、破損、盗難、駐車場の長時間占拠などが問題化しております。

ただいまの答弁では、更なる地域の活性化や利便性向上につながるよう、昨年度から大阪府とともに道の駅の機能強化に向けた勉強会を開催し、検討を重ねているとのことでありました。

本町の道の駅は、フルーツを中心に魅力ある農産物や特産物を有しているほか、すぐ近くに多彩な自然、歴史資源があふれ、大きな可能性を有しています。更に、接続する広域農道を介して、近隣地域へのアクセス拠点になる可能性を秘めている施設であると思います。

今後も利用者、出荷者の声を掌握し、本町のゲートステーションとして道の駅近つ飛鳥の里・太子を更に活性化できるよう引き続き積極的な検討を期待して、私の質問を終

わります。

○議長（山田 強君） これにて、建石議員の質問を終わります。

次に、3番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

〔7番 辻本博之君 登壇〕

○7番（辻本博之君） おはようございます。議席番号7番、公明党、辻本博之です。

通告により、一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては、適切なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

今回は、地域の音楽鑑賞のあり方について、質問させていただきます。

本年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行しました。今後、法律に基づいた外出自粛の要請などはなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられ、3年余り続いたコロナ対策は大きな節目を迎えました。

このような状況の中、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化は、日本の課題と言っても良いでしょう。今こそ、3年余りの地域コミュニティの空白を埋める絶好の機会です。

ソーシャルディスタンスの緩和などにより、太子町でもコロナ前に行われていたイベントや地域交流が少しずつ開催されています。皆が笑顔で暮らせる元気な町をつくりたい、多くの方がそんな思いを持って地域コミュニティにも積極的に参加してくれているのではないのでしょうか。

人は、1人で生きていくことはできません。地域コミュニティは人との関わり方やコミュニケーション力を養うことができるとても良い機会です。特に、子どもにとっては、情緒や社会性を育んでくれる重要な利点があります。現在行われている行事、お祭りなども非常にすばらしいのですが、今回は音楽の必要性について質問をしたいと思います。

太子町でも以前、吹奏楽のコンサートが年に1回程度開催されていたと伺いました。太子町は、幸運なことに、世界的にも有名な大阪芸術大学が隣接しており、町内にも教授や学生さんが多く在住されています。中でも、芸術大学の教授でトランペット奏者の橋爪氏は、現役学生、卒業生を率いて楽団を創設されており、最近では山田小学校で演奏会を開催されました。橋爪氏は、音楽を通して人々が元気で幸せになってほしい、もっとたくさんの方に音楽に親しんでもらう機会を増やしたいとの思いを熱く語っておら



れました。

音楽は、男女年齢問わず、全ての人が平等に楽しむことができる素晴らしいものです。太子町の地域活性化の一翼を音楽に託してはどうでしょうか。今後、町独自で音楽鑑賞会の実施など、検討されていますか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 教育長。

○教育長（中道雅夫君） 音楽を通して地域の活性化をとのご質問について、ご答弁申し上げます。

現状において、本町における音楽に触れ合う機会としましては、太子・和みの広場で開催される聖燈会や「ふれあいT A I S H I」におけるステージイベント、文化祭の演芸部門があり、最近では、施設の有効利用を進める中で、大道旧山本家住宅や万葉ホールで民間有志の団体によりアコースティックライブを継続的に開催していただく動きも出てまいりました。

ご質問にありました十数年前に開催されていた、大阪芸術大学ウインドアンサンブル綾と太子町の共催による音楽会「みんなでいっしょにばんぱかぱーん」につきましては、平成19年度から平成24年度までの間に計6回、万葉ホールにおいて開催していただいた実績がございます。

議員ご指摘のとおり、この約3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、音楽に触れ合う機会や地域住民の交流が少なくなっておりましたが、昨年度から、文化祭や「ふれあいT A I S H I」をはじめ、様々なイベントを再開し、現在は日常を取り戻すべく動いている途上にあると考えております。今後も、多くの住民の皆さんに様々な場で音楽に触れあう機会を創出、提供できるよう、大阪芸術大学をはじめ、音楽活動をされている個人、団体との関係を深める中で取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） 前向きなご答弁、本当にありがとうございます。

次に、音楽は、テレビやゲームなど、生活に根差しており、子どもたちは学校の授業などでも身近に触れているものでございます。耳に入った音楽は、脳へと伝わり、全身に影響を及ぼします。自律神経系に作用して心拍や血圧が変化し、興奮や鎮静、リラクゼーションなどの効果をもたらされます。同時に、心の状態にも影響を与え、感情、知覚、認知を活性化させることが分かっています。

特に、子どもにとっては、聴覚やリズム感覚など音楽的な才能を伸ばすほか、ストレ

ス解消になる、協調性を育てるなどの良い影響があります。そのため、子どもが小さいうちから良質な音楽に触れたり、家族で楽しんだりすることが大切になります。

しかし、本物の音楽、例えば、クラシックコンサートやピアノリサイタル、オペラなど、本格的なものに子どもたちが触れる機会はそう多いものではありません。

多くの子どもたちに生の音楽に触れてほしいとの活動をしておられる方々の思いに応えるためにも、ぜひ町内の学校での開催も視野に入れ、音楽に親しむ機会を町が率先して推進していただきたいと考えます。

学校における音楽教育の目的は何よりも自身のうちにある音楽を最大限に目覚めさせること、実際に見聞きすることで、音楽の持つ力、すばらしさを子どもたちが感じる手助けになるのではないのでしょうか。音楽の持つ特質を最大限に活かし、音楽そのものを自身の体験として成長していただきたいと考えます。

ぜひ未来ある子どもたちのために、活気あるまちづくりのためにも、前向きにご検討いただけますか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 教育長。

○教育長（中道雅夫君） 小中学校での音楽鑑賞の実施についてとのご質問についてご答弁申し上げます。

小中学校の教科指導における教育課程、カリキュラムの基準については、文部科学省が示す学習指導要領によって、教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数の取扱いなどを定めるとともに、各教科等のそれぞれについて目標、内容、内容の取扱いを規定しております。その中で小学校音楽科の目標については、表現及び鑑賞の活動を通して音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成することを目指すとあります。すなわち、多様な音楽活動を幅広く体験することの大切さが示されているところです。

また、中学校音楽科の目標については、小学校の目標に加え、幅広いという表現が使われております。

音楽鑑賞について、小中学校に共通していることは、音楽活動の楽しさを体験することを通して音楽に対する感性を豊かにし、親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培うことに重点を置き、教育活動を進めていくことです。これらの目標を達成するため、町立小中学校では、学習発表会や合唱コンクールなどの学校行事を通じて、子どもたち自らが音楽活動の楽しさを体感し、音楽に親しむ態度の育成に取り組んでおり

ます。

更に、子どもたちが、音楽鑑賞をはじめ、演劇などを身近に体感し、生の音楽や演劇に触れることで、感情や表現力を豊かにするだけでなく、協調性や集中力、自己表現の能力なども身につけることを目指し、文化庁の文化芸術による子供育成推進事業を活用し、プロの芸術家派遣によるミュージカルやダンス、オーケストラなどの観賞会を実施してまいりました。

このような芸術を主体とした学習活動も、この間の新型コロナウイルス感染症の影響により規模の縮小を余儀なくされてきたところですが、これからは、小中学校がこれまで取り組んできた表現としての音楽活動を取り戻し、子どもたちの音楽を通じた成長や芸術的な感性を養ってまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、子どもたちが生の音楽に触れ、音楽の持つ力やすばらしさを感じる機会はとても大切だと認識しておりますので、地域にある大学との様々な交流を活用することにより、町立小中学校・町立幼稚園の教育活動を充実させるべく、取組を進めてまいります。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございます。

長らく続いたコロナ禍から、急激にコロナ前に戻すことは容易ではありません。しかし、3年前に新1年生で入学した子どもは既に小学校4年生です。子どもの成長は待ってくれません。大切な成長期にあり、感性豊かな子どもたちに貴重な経験ができる機会をぜひ町が率先してつくっていただきたい。

更に、太子町の皆さんが気軽に参加できる音楽イベントなどを開催することで、すばらしい音楽の流れる活気あふれるまちづくりを目指していただきたいと要望し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、辻本博之議員の質問を終わります。

次に、4番目、辻本馨議員の質問を許します。

辻本馨議員。

〔8番 辻本 馨君 登壇〕

○8番（辻本 馨君） 議席番号8番、自由民主党の辻本馨です。

通告に基づき、一般質問を行います。

地震、台風、大雨や災害、とかく日本は災害の多い国であります。災害について知っ

て備えることは、日常生活をしていく上ではとても重要であると思います。殊に、昨今の世界情勢を考えると、戦争という国家未曾有の緊急事態にまで備える必要がある時代に突入したのであります。

では、今が有事なのかと言われると、まさにそのとおりであります。我が国はいつ戦争に巻き込まれるか分からない時代に入ってきているのであります。

混沌とした世の中であって、災害発生時に、自助、共助や公助と呼ばれる中で、一人ひとりが何ができるかという観点から、防災士という自助、共助、協働を原則として、一定の知識と技能を習得した人が社会の様々な場で防災力を生かした活動をされています。

では、この防災士資格の習得にはどのような手順が必要かといえば、日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修講座を受講し、研修履修証明を習得する。次に、日本防災士機構が実施する防災士資格習得試験に合格する。それから、全国の自治体、消防署、日本赤十字社等の公的機関が主催する救急救命講習を受け、その修了証を習得すれば、防災士認証登録申請を行うことができるとされています。

資格習得までかかる費用は6万3千800円とされていますが、一定の条件の下に、住民に対して費用の一部、または全額を助成している自治体があります。大阪府においても2023年度大阪公立大学主催防災士養成講座を受講すれば、2万2千円の費用負担で資格習得ができるのです。私もこれに応募しましたが、申込者数382人に対して受講決定者160人であり、応募に落選しました。それだけ注目度が高くなっているのです。

そこで、本町で今までの防災士に対する取組をお尋ねいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 本町の防災及び災害対応業務に対する取組における防災士資格の取得について、私のほうからご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待される、日本防災士機構による民間の終身資格でございます。本町の職員の防災士資格の取得につきましては、防災に対する十分な意識・知識・技術を有する職員を育成するため、課長補佐級に昇格した際の必須資格として位置づけ、平成25年度から令和3年度まで、26名が資格を取得し、うち2名は退職し、現在24名となっております。現在、町職員の新たな資格取得は行って

おりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

防災士の資格を取得した職員につきましては、職場での防災意識の向上や組織内における災害対応能力の向上を図るとともに、自主防災組織を支援し、地区・町会・自治会や自主防災組織などで実施する訓練や防災関連事業に参画することとしておりました。しかし、現時点では、通常業務を行いながら地域の防災関連事業へ参画することは負担が大きいことなどから、町職員の防災士による自主防災組織などへの支援は行っておらず、今後は、太子町役場内における防災・災害対応業務について各課での意識の向上の核となるべく、防災士としての知識の有効活用が図られるよう、また全職員に対しましては防災に関する訓練及び研修を実施するなどの取組を進めてまいります。

○議長（山田 強君） 辻本馨議員。

○8番（辻本 馨君） 本町での取組は分かりました。

では、本町在住の方が防災士に対し興味を持ち、何かしたいと考えたときに、何か補助金等の対策を講じる考えはございますか。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 本町の住民の方が防災士資格を取得する際の補助制度などはあるのかとのご質問でございますが、本町独自の防災士資格取得に限った補助金制度はございませんが、自主防災組織の中心となる方を対象として、大阪府内市町村防災対策協議会が開催しております自主防災組織リーダー育成研修について、町内の町会・自治会、自主防災組織に対して参加の呼びかけをしております。

この研修会は、防災における南河内地域の特性や、日本防災士協会によります被災地での活動事例、大阪管区气象台によります气象台ワークショップなどのカリキュラムで構成されています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中断しておりましたこの研修は、昨年度から再開され、太子町からウェブ参加を含む4名の方が受講されております。

今後も引き続き、地域住民の皆様に対しまして防災に対する意識や知識を高めていただくために、太子町ハザードマップの活用や太子町の公式LINEの登録の推進、防災研修会の案内などを行うことで、災害に強いまちづくりにつなげていきたいと考えております。

○議長（山田 強君） 辻本馨議員。

○8番（辻本 馨君） 補助金の制度はないが、自主防災組織の中心となる方を対象として、大阪府市町村防災対策協議会が開催している自主防災組織リーダー研修を町内の町会・自治会、自主防災組織に対して参加の呼びかけをしているのとことで、本町から令和4年度はウェブ参加を含む4名の方が受講されているとのことであるが、果たして現状での対策で非常時に対応できるか分からないが、緊急非常事態になったときには、住民、行政一体となって自分たちの命を守る固い決意が必要です。財政事情があるのは分かりますが、引き続きこの問題には取り組んでいきたいと思えます。

以上で、この質問を終わります。

続いて、質問いたします。

次に、2022年に生まれた日本人の子どもは77万747人で、統計を始めた1899年以降最少となり、初めて80万人を割り込みました。少子化の加速が止まらない状況になっております。国難ともいえる状況の中で、優秀な人材の確保は、官民間問わず至上命題であります。

殊、国の仕事とは、大ざっぱに言えば、国防、外交、教育であります。未来ある子どもたちに夢を、若者たちには希望に満ちあふれた世の中にするのも、私たち大人の仕事であります。いろんな職業のある中で一番重要であるのは国防であります。現在の我が国の国防を担っているのは陸海空自衛隊であります。その自衛隊の採用年齢は、私が現役のときは18歳から23歳未満でありましたが、昨今の少子化の流れの中で、18歳から33歳未満まで引き上げられています。現在は志願制になっており、その中で優秀な人材を確保しなければなりません。

そこで、入隊適齢期を迎えた本町の壮丁及び女子へのリクルートが自衛隊でどこまで可能なのか、つまり、案内パンフレットなど送付する情報が可能なのかお尋ねします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 国の防衛を担う若い世代の情報提供に関するご質問で、個人情報の保護や自衛官募集の事務などについて、私の方からご答弁申し上げます。

自治体は、個人情報の保護に関する法律により、個人情報の適切な取扱いを義務づけられており、法に基づき収集・保管・利用等を行います。個人情報は、利用目的に応じて必要な範囲でのみ利用され、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、または提供してはならないこととなっております。ただし、個人情報の保護に関する法律第69条第1項及び第2項各号のいずれかに該当する場合は、

利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または、提供することができるとうたわれております。

自衛官等募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項に、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより一部事務を行うと定められております。それに伴い、本町におきましても、庁舎における自衛官募集広報ポスター等の設置や広報紙への掲載、役場正面の懸垂幕の設置などを行っているところでございます。

また、ご質問いただきました自衛官、または自衛官候補生の募集に関し必要となる個人情報の提供についてでございますが、自衛隊法施行令第120条には、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」とされております。以上のことから、住民基本台帳の一部の写しを用いることについては、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものでないとされており、必要な方の氏名、住所、生年月日及び性別を情報提供しております。

今後も個人情報保護の観点から法令を遵守し、業務を遂行してまいります。

○議長（山田 強君） 辻本馨議員。

○8番（辻本 馨君） 自衛隊法第97条第1項に基づく法定受託事務にのっとり業務を行っているとのことですが、その中で、広報紙による掲載や懸垂幕の設置など種々取り扱っていることは実にありがたいことであります。

この国が千年万年と、とこしえに続く限り、国の独立は守っていかなくてはなりません。

この次に大事なものは教育であります。私は、この正月元日と2日に、鹿児島県南九州市知覧町郡に青春18きっぷで2日間かけて普通列車で行きました。目的は、陸軍太刀洗飛行学校知覧教育航空隊跡地にあります平和記念館の見学であります。この場所で、大東亜戦争末期多くの前途有為な若者がこの国を愛する家族を守るために自らの命を犠牲にして戦闘機に搭乗し、敵艦に体当たりするために沖縄へ向けて旅立ちました。陸軍特別攻撃隊であります。かつて、小泉元総理が記念館に展示している攻撃隊員の遺書を読んで号泣したところでもあります。今日、何気なく平和に暮らしていることの有り難さを痛切に感じ取れるところでもあります。かつての交戦国であったアメリカやイギリス、そして、世界の国でこの特別攻撃隊がとった行為を称賛しています。我が国だけがどうしたことか、小中高で正しく教わっていないような気がします。

では、なぜ世界中の国々がこの特別攻撃隊を称賛しているかということ、大和魂であります。この大和魂とは何かということ、自分の身を犠牲にして他人のことを守ることでもあります。キリスト教徒の国であるアメリカやイギリスも同じような教えがあるとされています。思いやりの心を持つことは、生きていく上で大変重要であります。

先日、陸自日野基本射撃場で18歳の自衛官候補生が上官に向けて小銃を発砲するという大変痛ましい事件がありました。この事件のみならず、最近是非常に世の中が生きづらくなってきている気がします。根本から教育を見直す時期に来ていると思います。まともな教育が大事であると申し上げ、本質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、辻本馨議員の質問を終わります。

次に、5番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

〔4番 藤井千代美君 登壇〕

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 議席番号4番、日本共産党、藤井千代美。

通告に基づきまして、すべての人が投票できるように、について質問します。

日本全国で投票率が下がり続けています。2022年の参議院議員選挙は、52.05%で、先に行われた大阪府知事選挙での投票率は、46.98%でした。太子町の町議会議員選挙も50年前の1972年は92.81%でしたが、直近の2022年には52.53%しかありません。

公職選挙法が改正され、2015年から18歳から投票できるようになりましたが、依然として投票率は上がりません。総務省のアンケート調査結果によりますと、若者が選挙に行かない理由として、「住んでいる地域で投票できない」「面倒」「関心がない」「忙しい」といった声が多く見られるとのことでした。

また、地域を回って高齢の方のお話を聞くと、「体が動かなくなり、投票に行きたくても行くことができなくなった」「家族の支えで今は何とか行けているが将来どうなるか心配」「施設に入って投票所に行けなくなった」などおっしゃっておられました。

太子町として、葉室と畑で投票所を設けたり努力をしていますが、投票率は伸びません。千早赤阪村では、期日前投票を促すため、移動投票所を開設し、投票率アップへの努力をしています。

私も参加している住みよい太子町をつくる会が、町民一人ひとりがより良いまちづく



りに参加するために、投票所の増設など、投票率向上・投票権の保障を提案していますが、中々取り入れてもらえません。

ただ、公営掲示板の場所、高さなど位置について改善を求めた点については、担当職員の方々、選挙管理委員会の皆さんで現地を視察していただき、改善していただきました。感謝しています。

しかし、これだけでは、不十分です。

そこで、お願いします。太子町としても投票率向上のため今までどのような取組をされ、今後投票率を向上させるため、どのような対策を進められるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） すべての人が投票できるように、私のほうからご答弁申し上げます。

選挙権は満18歳以上のすべての国民が持っている権利で、選挙人の投票機会を確保することは非常に重要であると認識しております。近年、全国的に投票率の低下が指摘される中、令和5年4月9日に実施された大阪府知事選挙における本町の投票率は43.97%で、4年前と比較すると4.75ポイント下回る結果となりました。投票された方の年代別で見ますと、10代が25.41%、20代が21.74%となっている一方で、60代が58.23%、70代が65.33%と、本町においても若者の選挙離れが顕著に表れております。今回の選挙は大阪府議会議員選挙が無投票となったため単純比較は難しいですが、投票率の低下は、その時々々の社会情勢や政治的課題など複合的な要因が考えられます。特に若者の選挙離れの主な要因としまして政治への関心の低下が全国的に言われており、本町でも同様の傾向にあると考えられ、若者層の投票率の向上は重要な課題であると認識しております。

本町選挙管理委員会では、選挙時だけでなく選挙時以外の活動として太子町明るい選挙啓発推進協議会が啓発活動を行い、投票する1票の重み、重要性に対する意識を高め、投票率向上のために取り組んでおります。

また、選挙の投票率向上と選挙啓発を目的に、広報やホームページの活用だけでなく、先の大阪府知事選挙においては、太子町観光・まちづくり協会の協力の下、本町PR大使である前田大然選手とマスコットキャラクターのたいしくんがコラボしたデザインの投票済証を作成し、投票された方々にお取りいただいております。今後、投票率向上

のための啓発や環境整備については、本町選挙管理委員会での決定事項であることから、本町選挙管理委員会において選挙人の動向を見据えながら議論がなされるものと考えております。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） どうもありがとうございます。

いろいろな取組をされていると思いますが、また、町長部局とは違うことですが、予算も伴うものですから、選挙管理委員会だけで決めることができるものではないと思います。担当課だけではなく、これからは積極的に選挙管理委員会にも直接住民の声を届けていきたいと思います。

海外では選挙の投票が義務づけられている国もありますが、日本では選挙の投票は権利とされています。この権利が行使できるよう働きかける努力を、他市の事例なども参考に進めていただけないでしょうか。施設に入っている人が、コロナ禍ということもあって、投票できません。実は、私の夫も投票権を奪われたままです。施設に投票所を設けるよう指導することはできないのでしょうか。啓発ということであれば、公営掲示板の数を増やすことも、選挙が実施されていることに伝えることに役立つのではないのでしょうか。

若い世代に対して、より一層政治や選挙を身近に感じてもらうために、河内長野市選挙管理委員会では、選挙出前授業を行っています。2021年12月3日に、府立長野高等学校で2年生を対象に実施しています。学校教育の中で選挙の大切さを学ぶことも大切ではないでしょうか。18歳選挙権によって高校生にも選挙権が広がり、主権者として政治に向かい合い、投票する高校生が生まれています。政治活動の自由は憲法ですべての国民に保障された基本的人権の1つです。若者が主権者として政治に参加し、活動できるように、大学など、若者が集中する場所への投票所設置を進め、住民票を異動していない多くの学生に不在者投票についての周知を強めること、政治に関する基本的な知識を身に着けるなど、若者の政治参加を進める施策が必要です。

また、投票所が身近にあれば、それだけでも投票する人が増えるのではないのでしょうか。2019年9月の議会で、選挙投票の改善について阪口議員が質問しています。投票所を11か所から5か所に減らされ、投票所が遠くなったという声があり、投票所を増やすよう求めましたが、答弁では、投票管理者や投票立会人など選挙事務従事者の確保が困難という理由で投票所を5か所に減らしたとのことでした。

確かに、職員さんが減っており、大変だとは思いますが、人手の問題だけで投票権を狭めても良かったのか、この検証は必要だと思います。特に、昭和町の集会所や磯長台集会所がなくなった地域の住民の方からは、身近に投票所がなくなって行きづらくなったとの声も今も届いており、住みよい太子町をつくる会が提出した内容は、1、地域住民の声を聞いた上で、投票所を元の11か所に戻すこと、2、畑や葉室のように、期日前投票所を設けること、3、千早赤阪村のように、移動投票所を設けること、4、投票のために公共交通を利用せざるを得ない住民に対し、無料バスチケットを発行すること、5、災害など緊急時の職員体制や必要な人員の確保が難しいということが背景にあるなら、町職員数を増やすこと、6、投票立会人の確保にも苦慮しているなら、立会人の負担を軽減すること、7、要介護5に認定された方や重度障がい者に限られている郵便等による不在者投票を要介護4、3まで広げることや、障がい要件の緩和の拡充、改善を国に働きかけること、8、コロナ禍の中、自宅療養者の投票権を保障するために、選管が立会人と一緒になって投票箱を持って車で訪問する巡回投票を導入すること、9、投票所事務に対する予算の増額を国に求めることなどで、別に難しいことは言っていないと思います。

高齢者や障がい者が投票できる方法の1つに郵便投票がありますが、対象範囲が限定的なため、希望しても認められない人が多いのが実態です。太子町の住民さんでも、困っている人がいらっしゃるのではないのでしょうか。困難を抱える人たちが声を上げ、投票しやすい仕組みに取り組む自治体も出ています。障がいをもつ人の参政権保障連絡会によると、先の統一地方選で5県知事選、214市区町村長の選挙で、候補者名に丸印をつける記号式投票を実施しました。自分で丸印を書いて投票できて誇らしげでしたと40代のダウン症がある人の母親の言葉です。

障がいをもつ人の参政権保障連絡会作成の知的障がい者、家族、支援者のための選挙のしおりが好評です。しおりは、代理投票での注意事項を分かりやすく紹介しています。こんなしおりを太子町でも作成してはどうでしょうか。高齢者のために参考にするという人もいます。障がい者の参政権保障に関する取組は一步ずつですが進んできています。

日本一選挙や政治に関心のある村は宮城県の西米良村です。前回の参議院選挙で88.15%でした。なぜこんなに高いのか、1つは不在者投票の方法についての連絡をしていること、更に実家にも子どもに不在者投票の案内を送ったことを重ねて連絡しています。なぜこんなに投票率が高いのかを聞くと、元村長さんはコミュニティの強さと答え

ています。

投票率が高いのは、小規模な自治体だけではありません。東京の文京区は65.1%です。どんな取組をしているのか。18歳の有権者にはバースデイレターを送り、お祝いの手紙と一緒に投票の流れや候補者や政党についての情報の集め方などをまとめた冊子を郵送で送るなど、啓発にも力を入れています。こうした地道な活動にしっかり取り組んでいますと文京区選挙管理委員会の事務局長は述べています。

青森県平川市では、どの選挙区の有権者でも投票できる共通投票所を大手ショッピングセンターに設置し、投票率アップにつなげています。

太子町の選挙管理委員会も投票率を上げるために努力はなされていると思うのですが、住民の要求に応えることができるように、更に住民の声に耳を傾け、様々な事例を参考に努力することを求めまして私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、藤井議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分にさせていただきます。

（午前10時53分 休憩）

---

（午前11時10分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

次に、6番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3番 西田いく子君 登壇〕

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 通告に基づきまして、1問目、マイナ保険証の運用は直ちに中止することを国に求めよを、質問いたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化や、マイナンバーの利用範囲の拡大などを盛り込むなど、関連する法律の改正法が6月2日の参議院本会議で賛成多数で可決、成立いたしました。

マイナンバーカードの取得は任意とされていますが、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに統合することを決めれば、国民皆保険制度の下では、カードの取得を事実上強制することにつながるのではないかと懸念されています。マイナンバーカードと一体化した健康保険証、マイナ保険証への別人情報のひもづけ問題は、他人の情報が登録

されていたケースが、厚生労働省が2021年11月に最初のケースを把握して以来、約1年間で7千312件も確認されています。個人情報の流出は、既に起こっています。この間、医療機関に設置されているマイナ保険証資格認証機器のトラブルや病院で他人の診療情報や薬剤情報が出ています。保険証の誤登録など、命を危うくしかねない重大な問題を放置したまま一本化すれば、太子町の住民さんの命、健康は守れません。様々な報道を見聞きして、太子町としても、こういった問題が解決しないままマイナ保険証を強制されることに不安はないのでしょうか。

そもそものマイナンバー制度そのものに問題があるとは思いますが、これまで、マイナンバーカードの取得は義務ではないと担当課も答えてくださっておられました。この法律が通れば、絶対にカードを取得しなければならないのでしょうか。国は、マイナ保険証のメリットだけでなく、デメリットについても説明しているのでしょうか。

静岡県では、マイナンバーの個人情報と障害者手帳の情報をひもづける際に、誤って同姓同名の別の人の情報を登録していたケースが47件、名前も異なる別の人の情報が登録されたケースが15件確認されたとの報道がありました。

次から次へと問題が起こるマイナンバーカードと保険証を一体化する運用は直ちに中止するよう国に求めているかがでしょうか。

以上、マイナ保険証に対する町としての考えについて、答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） マイナンバーカードの保険証利用について、私のほうよりご答弁申し上げます。

マイナンバーカードと保険証の一体化についてでございますが、議員のご質問にもありましたように、令和5年6月2日に改正マイナンバー法が参議院本会議で可決、成立し、令和6年秋に現行の保険証が廃止されることとなりました。

マイナンバーカードの保険証としての利用開始は、法改正前の令和3年10月からです。この時点では利用可能な医療機関等も少なく、利便性が課題となっていました。令和5年、本年6月時点では利用可能な医療機関等が約17万3千施設となっており、現在も順次拡大されているところでございます。

そのような中で、新たな課題も見えてまいりました。ご指摘のように、マイナンバーカードに別人の保険情報がひもづけられている事例も多数見られ、誤った情報による診療や投薬などの組合せによっては病状の悪化や医療事故にもつながりかねないこ

とから、本町といたしましても重大な問題であると認識いたしております。

そのようなことから本町としましては、今後の運用に当たって、被保険者の健康を守ることを最優先に、国や自治体、事業者が一体となったチェック体制を一刻も早く構築することが必要であると考えております。

次に、法改正ではマイナンバーカードと保険証の一体化は原則義務化するとされていきますが、本町といたしましては、あくまでも原則であり、強制されるものではないという認識でございます。各々の被保険者の事情により、マイナンバーカードを取得できない方やマイナンバーカードの保険証利用を希望されない方に対しては、現在の保険証と同様の機能を有した資格確認書を交付することとしており、これらの方々も医療機関等で保険診療を受けることができるようにすると国からは説明を受けております。

なお、この資格確認書の有効期間は最長1年間とされており、現在、国民健康保険や後期高齢者医療保険で交付している保険証も有効期間が1年間であるため、この点については現在と変わりはありません。

また、資格確認書の発行は本人の申請によることとされていますが、本人による申請が困難な場合には代理の方による申請や本人からの申請によらず職権で発行するなどの柔軟な対応が可能となるよう、現在、国において具体的な基準や運用について検討が進められています。

続きまして、マイナンバーカードを保険証として利用する被保険者のメリットでございますが、まず、就職や転職、引越しの際も保険証として継続使用が可能となります。

また、マイナポータルを通じて過去の診療記録を確認することも可能になり、医療費が高額になった場合に窓口で自己負担限度額を超える支払いが必要なくなる限度額適用認定申請の手続きが不要となることが挙げられます。加えて、投薬の情報や健診結果の提供に同意すれば、医師等からその情報に基づいた総合的な診断や重複を避けた適切な薬の処方を受けられることとなり、より質の高い医療を受けられることとなります。

他方、デメリットでございますが、マイナンバーカードの保険証の利用申込み後は、取消しや解除ができないこと、また、システム管理上の問題点として、一時的な利用の集中や災害によるシステムダウンなどによって受付ができず、過去の医療データを

閲覧できないといったケースが考えられるほか、加入する医療保険が変わる場合は、被保険者自らによる加入や喪失の届出が必要になります。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。本当に、今、様々な問題が出ておりますけれども、命に関わっているので重大な問題だと捉えておられるとの答弁で、これからも注視していただきたいと思います。本当にこのままマイナ保険証の利用が押しつけられていいのか、太子町としてもしっかり国に声をあげていただきたいと思います。

今、メリットを何点か挙げていただきましたけれども、コンビニで他人の住民票が出たのをはじめ、問題が多過ぎて、デメリットを数えたら切りがありません。停電になれば、マイナ保険証は使えません。

障がい者の方がカードを取得しようと申請したら、背後に車いすのヘッドレストが写っていたので却下されたという話や、病気のために黒目が無い人が、黒目が写っていないので撮り直しになったなどの事例が報告されています。

また、現在、多くの介護施設では、入所者の健康保険証を施設で預かっていますが、マイナンバーカードの代行申請は、本人の同意が難しい上に、仮にマイナンバーカードの申請手続きができたとしても、施設側でカードと暗証番号を管理することは困難です。

紛失して再発行されるまでの時間は一体どれくらいかかるのでしょうか。その間保険料は10割負担させられるのでしょうか。マイナ保険証資格認証機器で認証されなかったり、誤交付、誤登録されたりした場合も10割負担になるのでしょうか。医療機関には一体化に伴って被保険者の資格をオンラインで確認することが義務づけられています。現行保険証なら窓口で提示するだけで済むのに、マイナンバーカードで保険資格を確認するには、医療機関がそのシステムを導入しなければなりません。すべての病院で導入することができるようになるのでしょうか。

全国保険医団体連合会が行った会員アンケートでは、65%が現行保険証廃止に反対しました。82%が「カードの利用に不慣れな患者への窓口対応の増加」、74%が「システムの不具合時に診療継続が困難になる」と答えています。被保険者だけでなく、医療機関においてもデメリットの方が多いと言わざるを得ない状況です。

これだけ全国で問題が噴出している中、太子町にも住民の方から問題の声は届いていないのでしょうか。これだけ問題があるのにマイナ保険証を推奨できるのでしょうか。

カードの取得は強制されるものではないと答弁されました。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条の2では、機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとするがあります。つまり、申請に基づき発行するものであり、義務ではないということです。なので、国はカードを持たない被保険者に対しては資格確認書を発行して、保険診療を受けられるようにするとしています。ただし、中々面倒です。資格確認書を得るには本人の申請が必要です。有効期間は最長1年とされ、更新手続きをしなければなりません。忘れてたり、病気などで手続きできなかつたりすれば、保険料を払っていても保険診療を受けられなくなる恐れがあります。資格確認書を交付する保険者側の事務負担も増加します。また、資格確認書は初診で18円、再診で6円の手数料が追加されます。このような手間と僅かとはいえ金銭的な負担がかかりますけれども、暗証番号も顔写真も不要です。今までの保険証と変わらず使うこともできます。何よりマイナ保険証を作らなければ、マイナンバーと医療情報をひもづけられることはありません。マイナンバーカードは持ちたくない人や持ちたくても様々な事情で持てない人のために資格確認書を交付してもらえばマイナ保険証を作らなくてもいいということを周知徹底していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

また、大阪府では、2024年度から国保の府内統一が始まろうとしています。統一化される際、住民にとって何か変わることがあるのでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 引き続き私のほうよりご答弁申し上げます。

先ほどご答弁させていただきましたとおり、本町といたしましては、マイナンバーカードの保険証利用の現状について、誤情報による被保険者の健康被害につながりかねないことを危惧しているところであり、国においても、今後より一層慎重かつ丁寧な運用、取扱いが求められていると考えております。

また、大阪府の考え方でございますが、マイナンバーカードと保険証の一体化による今後の国の動きを踏まえ、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議等で被保険者証発行のタイミングや交付方法を検討することとされており、令和6年度の国民健康保険統一後の保険証や資格確認書の運用方法については、現時点においては未定となっております。



次に、町に届いている声でございますが、加入する保険の最新の資格情報が表示されない事例がございました。この事例は、本町国民健康保険の資格を喪失後、社会保険に加入した際に社会保険側の事務手続きが遅延したことによるものでした。

また、病院や薬局等でマイナンバーカードを保険証として利用した際に資格情報が読み取りできない事例があったとも聞いております。

本町といたしましては、マイナンバーカードと保険証の一体化などのデジタルトランスフォーメーションの推進は、国民の利便性を高める有用な社会インフラであると考えている一方で、現状において様々な課題が生じていることは認識いたしております。

マイナンバーカードの保険証利用に限らず、マイナンバーに関わる窓口事務については、住民の不安を解消するべく、より丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。

健康保険証の廃止などを定めた、今言っている改定マイナンバー法が国会で成立した後も、マイナンバーカードをめぐるトラブルが次々に明らかになっています。本当、連日、新聞、テレビで報道されていますので、今、丁寧な運用を求めている場合じゃない状況に陥っていると思います。任意であるマイナンバーカードの所持を事実上強制し、国民と医療機関に負担と混乱をもたらすとして、今なお反対の声が収まっていません。健康保険証を廃止すれば、膨大な数の保険証を持ってない人が生まれ、保険料を払っていても保険診療を受けられない人が続出することになり、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大な問題に発展しかねません。患者、利用者も、医療、介護現場も大混乱に陥ることは明白です。

全国保険医団体連合会が医療機関を対象に行った調査では、マイナカードを使った保険資格の確認で2千481件のトラブルが報告されました。その63.5%にあたる1千575件が、システムで無効、該当資格なしと表示されたというものです。カードやカード読み取り機器の機械の不具合も多数ありました。本人が持参した保険証で保険資格を確認した例が1千634件と、保険証の提示でトラブルを切り抜けたケースが66%にも上りました。現在の保険証を廃止すれば、混乱の拡大は必至です。

マイナカードの保有者が健康保険証としての利用に同意していないのに利用登録され

ていたケースも判明しています。これもひどい話ですけれども、顔認証が誰であってもできる機種のリーダーがあって、現場では本人の奥さんであっても全くの他人でも認証されるといことが、東京、千葉、京都などで確認されているそうです。

マイナンバーと公金受取口座をひもづける制度では、本人ではなく家族の別の人の口座が登録されていた事例もあったことが明らかにされました。行政機関などからの給付金が本人に届かない恐れがあります。

改定マイナ法には、公金受取口座とマイナンバーのひもづけを促進する条項が含まれています。

共同通信社の調査では、来年秋に予定通り保険証を廃止すべきだと答えた人が24.5%だったのに対し、延期・撤回を求めた人は、合計72.1%に上りました。朝日新聞は、賛成38%、反対56%、毎日新聞は、賛成31%、反対57%、国民が保険証廃止の強行に反対していることが明らかになっています。背景には、相次ぐトラブルへの不安と政府への不信があります。マイナンバー制度や利用拡大に不安を感じる人は共同通信社の調べで71.6%、朝日新聞で73%、毎日新聞で64%と、6割から7割を占めました。

トラブルをめぐる政府の対応について聞いた朝日新聞の調査では、「適切ではなかった」との回答が72%で、「適切だった」19%を大幅に上回っています。

不信が広がる中、マイナンバーカードを返納する人が増えているそうです。

ところが、このように問題が噴出しても、河野太郎デジタル相は6月16日の記者会見で、紙の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する方針を変えない考えを示しており、国民の不安は置き去りにされたままです。

太子町の住民の命と健康を守るために、問題点を全て究明し、マイナ保険証の運用は直ちに中止するよう国に求めることを強く要望し、この質問は終わります。

続きまして、2問目、生涯学習センター「太子の森」の運営は公平なのか、このことをお尋ねします。

太子町役場は、民間の企業ではありませんから、改めて、根本的な問題を押さえた上で、生涯学習センター「太子の森」の運営について考えていただきたいと思います。

まず日本国憲法から。第26条には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」、これは社会教育においても押さえるべきことだと思います。

次に、地方自治法です。第1条の2、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。住民の福祉の増進を図るのが太子町の仕事です。

3つ目に、教育基本法です。教育基本法生涯学習の理念、第3条では、国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならないと書かれています。

また、社会教育第12条では、個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。2で、国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適切な方法によって社会教育の振興に努めなければならない、こうあります。

改めて問います。今、条文を言いました。日本国憲法、地方自治法、教育基本法などに書かれている自治体としての役割と受益者負担は当たり前の考えは相入れるのでしょうか。相入れるのかどうか、生涯学習センター「太子の森」有料化問題を公平性の観点から問いかけたいと思いますのでお答えください。

4月から生涯学習センターは完全有料化になりました。3か月近くたちましたが、落ち着いたとはいえ、改善を求める声、無償化を求める声は今なお届いています。

公民館を有料化する際の考えとして、使用料の必要性として、使用料は、その施設の維持管理に伴う経費の一部を負担してもらう受益者負担とすることで、利用する人と、利用しない人との区分をつけて、不公平としないために必要だとおっしゃいました。

また、受益者負担の原則だと、施設を利用する人としらない人との負担の公平性を確保することを目的としており、利用者に相応分の負担を求める原則があると令和3年9月10日の生涯学習施設建設調査特別委員会資料に書かれています。

受益者負担は当たり前、公平性を盾にして、従来の公民館と同じように無料化を求める住民の声に耳を傾けず、有料化を決めました。

ところが、同時に行われました太子町文化・スポーツ活動活性化補助金制度について、あれだけ太子町は公平性を言いながらこの制度は不公平ではないのかとの声が上がっています。本当に公平なのかお尋ねしたいと思いますので、以下の質問にまずお答えください。

太子町文化・スポーツ活動活性化補助金交付、これの団体数をお答えください。

団体の申請をチェックするための所要時間、お答えください。

2万円の上限を超える団体数をお答えください。

2万円以下最低団体数、また、最低補助額もお答えください。

9人以下で実施しているサークル数も教えてください。

太子町文化・スポーツ活動活性化補助金制度の周知はどのようにしているのでしょうか、教えてください。

住民は、最低何回この申請をしようと思えば、もらおうと思えば足を運ばなければならないのか教えてください。

以上の質問と、受益者負担は当たり前の考えは相入れるのか、公平だと考えるのかについて、答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 生涯学習センター「太子の森」は、昨年7月に開館してから来月で1年を迎えようとしております。

本施設は、町民の生涯学習を中心とした活動を支援することにより、住民活動の推進を図り、地域のにぎわいを創出し、もって町民の文化及び生活の向上に寄与する拠点施設とし、従来のクラブ・サークル活動はもちろんのこと、時代のニーズに合わせた専門的な機能も加え、誰もが利用できる公の施設として位置づけてございます。

令和4年度の利用者数は、延べ2万5千230人、1千901団体、月平均約2千800人、211団体と、旧公民館比の約1.5倍となっており、このうち6割近くがクラブ・サークル活動での使用となっております。

また、令和5年4月現在、「太子の森」活動登録団体は67団体、うち構成員が9人以下の団体は13団体でございます。このクラブ・サークルの中には、町が主催をしました講座、教室の参加者の皆さんが、その後、自主的にクラブ化することにより活動を継続されているところもあり、町が提供させていただいた学習機会が自主的な学習活動につながった成果であると考えてございます。

加えて、文化・芸術、スポーツ・健康づくり、ボランティア活動など多岐にわたり自主的、主体的に長年活動されてこられたクラブ・サークルの活動は、多くの住民の生涯学習に対する意欲を醸成し、学び、交流し、高め合うという日常的、継続的な生涯学習活動が実現をしてきました。

しかし、クラブ・サークルにおいては、指導者不足、少子高齢化による会員の減少など課題も抱えており、活動の継続が困難となっている団体も少なくありません。活発な住民活動は、町全体の活性化とも直結をするものであり、行政として団体活動を支援し、活動の継続化と活性化につながる支援として、文化・スポーツ団体活動活性化補助金を創設し、活用をいただいているところとなっております。

この補助金は、団体活動を応援するため、施設の使用料や原材料及び用具、研修費など、各団体の活動に必要な様々な経費を対象としており、補助にあたっては一定の要件の設定をしておりますが、令和4年度の実績では、49団体からの申請があり、補助金総額は91万5千800円となっており、補助金額の上限2万円を超える団体は44団体、2万円以下の団体は5団体、うち最低金額は600円となっております。

補助制度の周知については、町広報紙、町ホームページで案内を行うとともに、生涯学習センター、総合体育館、生涯学習課の窓口でも掲示案内や申請書類の配布を行っており、定期活動の前後に役場生涯学習課の窓口に立ち寄っていただいている状況が多くございます。

なお、補助金申請等に必要となる書類の記載方法等についても、個別対応を丁寧に行わせていただき、適切な補助金事業の執行に努めてまいります。

今後も、各活動団体で本補助金を有効に活用いただくことにより、団体活動の様々なステージでの継続、発展を図っていただくことにつなげ、本町の生涯学習活動の活性化を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） もう一度問わせていただきますが、ちょっと公平性のところがいま一つ答えられていないと思います。今、使っている人たちが公平に、その補助がありながら、使用料がありながら、使えているかということをお尋ねしようという質問ですので、よろしくをお願いします。

3月議会の一般質問でも言いましたけれども、令和5年度の予算では、使用料収入が292万9千円、文化・スポーツ活動活性化補助金で200万円です。

使用料収入は、決算にならないとわかりませんが、文化・スポーツ活動活性化補助金は上限2万円ですから、100団体分予算を取りながら、49団体。2万円以下の団体が5団体あるということですが、49団体満額だったとしても98万円です。令和4年度の文化・スポーツ活動活性化補助金予算額、150団体分、300万円は、多く

見繕い過ぎていたとしても、今年度の予算からのこの開きを、予算を組んだ教育委員会はどうお考えになっていらっしゃるのでしょうか。サークル数が思ったより増えていないと考えているのか、各種教室を開いておられますけれども、サークルにつなげる努力が足りないとお考えになっているのでしょうか。サークル数が増えるどころか減っているからこうなっているのか、それともまだ4月から3か月ですから、年度末には100団体にまで増やす見込みがあるのか。49団体、ほぼ予算の半分ですから、考え込んでしまいます。

また、こういった制度をつくるときにどこかで線引きをしなければならないのは分かりますけれども、9人以下で定期的に活動しているサークルが13団体あるとのことです。一体、10人以上と9人以下でどれだけ活動に差があるのでしょうか。内容について把握された上でのことなののでしょうか。単純に人数で区別してもいいものなのでしょうか。同じ部屋、500円の部屋を1時間借りて10人なら1人当たり50円。年間で2万円が補助されます。9人なら1人当たり約56円。補助がないので全額負担になります。9人以下のサークルでも、これまでも公民館で活動してきたサークルがあると思います。生涯学習センターで、同じ部屋を同じ時間数で同じ月に活動する日数が同じでも、人数が1人違うだけでサークルの負担は大幅に変わってきます。これが公平かどうかをお尋ねしています。公平ですか。9人以下のサークルに対し、文化・スポーツ活動活性化補助金が欲しければ、人数の要件は変えられない、10人以上にすればいいというのが教育委員会の考えでしょうか。活発な団体を支援すると言いますが、支援策は決まっているのでしょうか。それこそ公民館時代から長く活動をされているサークルは、長い活動とともに、参加している住民さんも年齢が上がってきています。今から新しい会員を募る元気もないというサークルの方は、使用料の負担だけが重くのしかかり、先の展望が見えません。教育委員会は、このようなサークルに対して、要件となる10人を超えるよう、人を増やすための援助をしてくれるのでしょうか。9人以下で活動している13団体を含めて、全サークルを補助対象としたところで最大26万円増えるだけで、200万円の予算内に収まるんじゃないかと思うのですけれども、この計算は間違っているのでしょうか。

設備、使い勝手の問題だけでなく、使用料をとり出すと、お金に絡んでの改善を求める声がやっぱりあがってきます。公平を重んじてきたのに、不公正だという住民のこの声に教育委員会はどうか答えるのでしょうか。

制度そのものについては、概ね3年単位で見直すと言っていたと思いますが、設備や運用についての要望、意見は、3年を待たず、改善してくれました。本当にこの施設の改善については、住民の皆さんから、早くやってくれたということで喜びの声も上がっています。この太子町文化・スポーツ活動活性化補助金は公平ではないとの声がそれでもあがっています。公平になるよう、見直しを3年と言わず、次年度からでも変更していただけないでしょうか。教育委員会は、運営が苦しくてやめていくサークルに努力が足りないと言いたいのでしょうか。

公平であるために使用料を取って、その一方で、太子町文化・スポーツ活動活性化補助金を交付。そのために職員さんが、これまでの通常業務に加えて、申請書類のチェック、申請書類が出れば領収書チェック、間違いがあった時の問合せ、訂正。申請に12時間15分。実績で24時間30分。合計36時間45分、中々な時間数を使っているとお聞きしております。丁寧な対応をされているのですから、それだけの時間がかかるのかなとは思いますが、これを1人で携わっていただければ、5日ほど手が取られることとなります。職員を増やさなくてもいいんですかと質問いたしましたけれども、そのとき、大丈夫ですとおっしゃいました。体育館の使用料でミスが出ましたけれども、業務が増えたことでの影響はなかったのかとも思ってしまいます。太子町文化・スポーツ活動活性化補助金を申請し、補助金をもらえるまで、問題がなければ、手続きに必要な回数は通常3回と言われておりますけれども、それは役場の窓口に行くためであって、農協に口座をつくりに行く手間も必要ですから、住民さんが太子町文化・スポーツ活動活性化補助金をもらうために行き来するのは3回どころではありません。

また、役員さんは毎年代わるところも多いようですので、その度に会計が変わり口座変更もしなければなりません。そこまでして、受益者負担は当たり前が太子町の住民さんのためだと考えるのでしょうか。使用料を取ることにそもそもの問題があると思うのですが、いかがお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 文化・スポーツ団体活動活性化補助金は、太子町の文化系・スポーツ系で活動する団体の抱える課題の解決を目指し、町内を拠点として文化・スポーツの振興に寄与する活動に対し必要な経費を補助することにより団体活動の活性化を図り、活力ある地域社会の実現につなげることを目的に制定してございます。

補助金は、ふるさと納税を活用したふるさと太子応援基金を財源としており、貴重

な財源を有効に使わせていただくために、効果的かつ効率的な運用を行う必要があると考えてございます。行政運営をより効果的、効率的に行うため、毎年、すべての事業の事務事業評価を行っており、特に、新規政策事業については3年をめぐり、より詳細な効果検証を行うこととしておるのは、本事業に限ったことではございません。

また、どのような種類の補助金においても、その補助金が執行される上での効果、影響を考慮し、一定の要件を設定することは一般的であると考えております。

当該補助金については、現状において一定の効果があると考えており、当面は現制度で運営を進め、引き続きより多くの活動団体に当該補助制度を活用していただくための取組を進めてまいります。

補助金の申請において、10人以下の団体で申請が行えないというクラブについては個別での相談も受け付けてまいりたいと考えてございますし、今現状の登録クラブ制度においても、クラブの活動の活性化を図るために、活動の広報、展示等も含めた広報活動についても取り組んでおりますので、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

なお、生涯学習センターの使用料につきましては、令和3年3月の議会定例会において、太子町立生涯学習センター設置条例をご議決いただいたところですが、本補助金は、総合スポーツ公園を活動拠点とされるスポーツ団体等にも適用されるものであり、生涯学習センター使用料とは直接関係するものではございません。

更に、受益者負担の原則については、前回の議会でもお答えしたとおり、施設を使用する者としなない者がいる中での均衡を図るために、一定の運営費のご負担をいただくということについては、一般的に他の自治体でも考え方として整理されていることとございますし、引き続きその考え方に基づいて使用料を徴収させていただきたいというふうに考えてございます。

また、受益者の負担という考え方につきましては、自治体で使うべき言葉ではないというご指摘もございましたが、受益の中にはもちろん施設の管理費等の一部をご負担いただくものであり、企業論理でいう利潤追求という考えに沿ったものではないということをご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。中々、前段に憲法とか教育基本法とか



地方自治法とか言いましたが、どうもやっぱりそこが据わっていないとそういう答えになるのかなと思います。

受益者負担は当たり前と住民には負担を強いておきながら、体育館使用料をもらい過ぎたり、コミュニティバスの更新を忘れてたり、お金の扱いが雑ではないでしょうか。生涯学習センターが有料化になったら参加しているサークル数を減らそうと思っているとおっしゃった女性の話を覚えていらっしゃるでしょうか。それくらい年金暮らしのそれも女性にとっては切実な問題だと思いませんか。現役で働いている方にとって有料のスポーツクラブに行くことも使用料を払うことも全く苦にならないかもしれませんが、物価高騰が収まらず、年金は減るばかり、税金や保険料、医療費は上がるばかりの中で、住民の方が身近な施設で楽しんでいるのを取り上げるのが教育委員会の仕事なのではないでしょうか。

最近では、時計を見て、1分1秒まで正確に鍵の受渡しをしていないと言われておりますけれども、時間前にロビーに人があふれているのを見ると、何をそこまでこだわっているのか、私にはさっぱり分かりません。

生涯学習センターをより良いものにしていくには、今利用している人の声を聞くのが一番大切だと思います。生涯学習センターを建てる時に公民館利用者の声をそれはそれは丁寧に聞いたのは、それは住民が望む施設をつくるのに必要だと当時の教育委員会の方々が思ったからではないのでしょうか。どう考えても、使用料を取るがための無理や綻びがあちこちに出ているように思います。公民館は無料で使わせてもらっておりましたが、それでも条例では使用料が明記されており、他市の団体が利用した際には、雨漏りがしていた古い施設であったとしても使用料を徴収していました。なぜ住民が公民館を使っていて無料だったか。その他町長が認めるものだったからではないのですか。太子町立生涯学習センター設置条例、議会で決まったとおっしゃいましたが、これは決まっていと思いますよ。変えなくても、第9条2の教育委員会が特に必要と認めるときは使用料を減免することができる、これを活用して免除することは十分可能です。

日本国憲法、地方自治法、教育基本法などに書かれている自治体としての役割を十分に発揮した生涯学習センターとなるよう、現在利用している住民の声を聞く場を設けることを要望いたしまして、この質問を終わります。

最後、3問目、太子町の文化財を守れについて質問いたします。

「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”」と総合計画にあるよう

に、太子町は、日本遺産にも認定されている歴史豊かな町です。

また、太子町内には、国指定登録文化財、大阪府指定文化財などの文化財があります。

大道旧山本家住宅は登録文化財に指定されており、建物を後世に残そうと現在は町が所有している古民家です。伝統的建設物保存事業ということで、山本家住宅購入が平成13年、2001年に3月議会で質疑がありました。そのとき、なぜ山本さんになったのか経緯を問う質問があり、当時の教育長が、景観の中樞をなすのが大和棟ということで、山本邸は孝徳天皇陵や竹内街道、歴史資料館や道の駅に近接しており、大道の中心部に位置して、大道地区の民家の代表的な例として保存整備を図ることが必要だと考えたと答えていました。続けての質問で、古い古いというだけで、あの辺の筋で言うると他にももっと棟としては200年300年の棟がある。これは田中家のことをおっしゃっているんですけども、200年、300年の棟があるというふうに聞いているけれども、そういうところにもお話をなぜされなかったのかと聞くと、当時の教育長は、竹内街道を通られる方が山本家に入れませんかと聞いてきます。そういった意味で白羽の矢を立てたと答えています。竹内街道沿いにある大和棟の建物ありきで、田中家を町が所有することにはなりませんでした。

2001年に議会での議論にも上った、その太子町、山田の歴史の1つであった田中家がそれから12年経った今、取り壊されようとしています。この6月議会の補正予算に、文化財保護維持管理事業として58万5千円、田中家の調査研究費が補正予算に上がっていますが、遅きに失したのではないのでしょうか。田中家を実際に見てもらえば分かると思いますが、瓦が落ち、危険な状態になっています。

そこでお尋ねします。山本家住宅を購入する際、田中家のことも質問に上がっていました。この間、教育委員会は、残したい、残そうとは考えなかったのでしょうか。取り壊されることになって初めて調査研究でいいのでしょうか。取り返しやがないところまで家は傷んでいます。58万5千円で田中家の何をどうしようと考えているのでしょうか。計画を教えてください。

歴史というものは、手を出さず、眺めるだけのものでいいのでしょうか。形あるものが、取り壊されれば、取り戻すことはできません。

叡福寺所有の文化財や町所有の文化財が守られないとは考えられませんが、山本家のように、太子町が購入すれば建物が残り、個人任せにしているとなくなってしまうこともあります。教育委員会は、太子町の歴史の一部でもある個人所有の文化財をぜひ形が

あるうちに守る努力をしてもらいたいと思いますけれども、教育委員会としては、どうすれば残せると考えているのでしょうか。

太子町の有名な古民家の一つである叡福寺前の山本家住宅は、まだ現存しています。それでも人が住まなくなっただけからは少し寂しいたたずまいになっています。太子町のシンボルともいえる叡福寺の目の前にある建物を生かそうとはお考えになっていないのでしょうか。山本家も、田中家のように個人所有ということでただただ見守るつもりなののでしょうか。叡福寺前の山本家住宅をどうしていこうとお考えなののでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 本町には、町名に名を冠する聖徳太子をはじめ、5つの陵墓が所在をし、日本最古の官道と称される竹内街道が通じるなど、幾多の歴史を感じさせる数多くの文化財が残されており、これまでの総合計画の将来像においても、豊かな自然と歴史を生かしたまちづくりを掲げているところでございます。

太子町内の指定文化財には、叡福寺の聖霊殿や多宝塔など、国指定の重要文化財が6件、二子塚古墳や岩屋、鹿谷寺跡など、国指定の史跡が4件、個人所有の榎井邸の椿や鎌田邸のくすなどを含む府の指定文化財が13件ございます。

また、今回のご質問にもある国の登録有形文化財は、大道旧山本家住宅の主屋、離れ、蔵の3棟と、叡福寺前の山本家住宅の主屋、西蔵、東蔵、高塀の計4棟が登録をされており、大道旧山本家住宅につきましては、平成14年に竹内街道の歴史的景観に寄与するものとして国の登録文化財となり、その後、公有化を図り、平成15年に約4千万円の修復工事を行い、太子町古民家設置条例に基づき保存活用をしております。

今回のご質問の田中家住宅につきましては、その歴史的価値について従来から十分に認識をしているところでもあり、これまでも資料館において、油壺、欄間などの工芸品や所蔵古文書の寄託を受け、継続的に調査を行うとともに、令和4年度の資料館企画展においてもその成果の一端を紹介してきたところでございます。

建物については、先代のご存命中には登録文化財に登録をする意向もなく、また、その当時から相当に老朽化が進んでいる状況でございました。古材バンクや古民家の転売あっせんなどを行う民間NPOからの提案、協議もあったようですが、老朽化が著しいことや建物自体が大き過ぎることなどから、それらの手法も活用できなかったと

聞き及んでございます。

3年前には同一敷地内に所在する土蔵の一部が崩壊するなどの状況となっており、古文書や工芸品の調査を進めている中で、今年の秋季に当該住宅を取り壊す予定であることを聞き及んだことから、急遽、建造物の実測調査及び図面作成業務に係る委託料を補正予算として本定例会に上程をさせていただいたところとなっております。

文化財保護の立場からは、老朽化の進んだ建物の修復費用や今後、恒久的に発生をする維持管理経費の負担を考慮すると、公有化による保存については躊躇せざるを得ず、指定・登録の対象となる民家についても、住民の皆さんが住み続けていただくことが大前提であると考えてございます。

埋蔵文化財では、開発等において地下の文化財が失われる場合には、工事に先立って発掘調査を実施し、写真や図面などによる保存を行う場合がございますが、今回についても同様の手法を取ることで、記録保存することにとどめたいと考えてございます。

また、大正時代の建築で国の登録有形文化財である叡福寺前の山本家住宅につきましては、先般、町に対して寄付の申し出があり、現在、関係する4部局で対応協議を行っているところとなっております。

聖徳太子と日本遺産のまちである太子町の文化財をどのように保存、活用していくかは、本町のまちづくりに欠かせないものであると考えております。文化財の保存には、公有化や保存、整備費、維持管理費等に多額の経費を要することは言うまでもありませんが、議員ご指摘のとおり、失われると取り返しのつかないものがあるのも事実でございます。引き続き、文化財関連にとどまらず、関連省庁や民間団体による補助メニューの活用等も視野に入れながら調査研究を進めるとともに、関係部局による横断的な検討を進め、総合的な歴史のまちづくりを進めることが重要であると考えてございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。本当にまだ現存しているうちに、教育委員会として文化財の価値を一番よくお分かりだと思いますので、残す努力をしていただきたいと思います。

特に個人所有の物を町が所有するというのは、お金の問題もありますが、相手の意向もあるでしょうから、中々難しいところはあるとは思いますが、それでも、価値ある太子

町の歴史の1つです。この豊かな歴史を観光に活用しようとも思っているのであれば、なお更大切に守る必要があるのではないのでしょうか。

府指定天然記念物の梅井邸の椿、また、鎌田邸のくす、これも個人所有になっています。後世に、動画や写真などで記録保存ではなく、できるだけ現存する形で伝えられるように、個人任せにせず、町としてもしっかりと守る手立てを取るよう要望いたしまして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、西田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

---

○議長（山田 強君） 日程第2、議案第20号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第4号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第20号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第4号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ400万4千円を増額し、総額を62億6千661万4千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、6月2日から3日にかけて発生した台風2号及び台風に伴う大雨の影響による被害箇所に係る応急復旧に要する経費の予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、財政調整基金繰入金により財源の調整を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第20号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第4号）は、予算常任委員会に付託いたします。

本日の日程は、これで終了いたしました。

なお、最終本会議は23日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。本日はご苦労さまでした。

(午後 0時04分 散会)

【第 3 日】

令和5年 第2回太子町議会定例会会議録

令和5年6月23日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	田中信幸君
副町長	齋藤健吾君	住民人権課長	木村厚江君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	鳥取勝憲君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	小路展裕君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	川久保みのり君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	辻本知也君
秘書政策課長	西本武史君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
企画担当課長	小泉大吾君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	小南考弘君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君

◎議会事務局

事務局長	正野正	書記	木下雄平
------	-----	----	------



◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第15号 府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意について（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第2 議案第16号 太子町印鑑条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第3 議案第17号 太子町税条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第4 議案第18号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）（予算常任委員長報告）
- 日程第5 議案第20号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第4号）（予算常任委員長報告）
- 日程第6 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会の最終日を迎えたわけですが、各委員会におかれましては精力的にご審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございます。

---

○議長(山田 強君) 日程第1、議案第15号から日程第4、議案第18号まで、日程第5、議案第20号の以上5件を一括議題といたします。

各議案は、去る1日及び21日の本会議において、各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

建石議員。

[総務まちづくり常任委員長 建石良明君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(建石良明君) おはようございます。総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第15号、府営土地改良事業(広域営農団地農道整備事業岩湧地区)計画の変更に係る同意については、審議において、今回の計画変更に係る対象区間について、フルーツロードへの名称変更があるのかを問う質疑があり、河内長野市域においては、現在フルーツロードの指定はされておらず、名称変更については岩湧地区の完成をもって、河内長野市の判断も含め、大阪府と協議していくと聞いているとのことでした。

そのほか、工事の内容、期間内に工事が完了するのかなどについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第16号、太子町印鑑条例中改正の件は、審議において、マイナンバーカードの利用によって住民の利便性が向上しているのかについて問う質疑があり、コンビニエンスストアで証明書が取得できるようになったことで窓口よりも利用可能な時間が長いため、利便性は向上しているとのことでした。

印鑑証明書の発行件数を問う質疑があり、昨年の窓口での発行は月平均190枚ほど発行しており、コンビニエンスストアでの発行は2月から5月までで月平均40枚から50枚ほど発行されているとのことでした。

また、職員の職務の効率化について問う質疑があり、コンビニエンスストア交付を利用されていることにより、窓口に出る回数は若干減少しているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第17号、太子町税条例中改正の件は、審議において、森林環境税について住民の負担が増えるのか問う質疑があり、現在、町民税として3千500円、府民税として1千800円、合計5千300円賦課されているが、うち令和5年度まで賦課されていた大阪府の森林環境税など1千300円が令和6年度からなくなり、代わりに国税の森林環境税が新たに1千円賦課されることから、令和6年度からの町民税・府民税合わせた金額は5千円となり、差引き300円の負担減になるとのことでした。

そのほか、森林環境譲与税、電動キックボードの課税についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

以上であります。

○議長（山田 強君） ただいま総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

辻本馨議員。

〔予算常任委員長 辻本 馨君 登壇〕

○予算常任委員長（辻本 馨君） おはようございます。それでは、予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第18号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）は、審議において、高校生等学習応援事業商品券代の内容及び配送方法を問う質疑があり、平成17年4月2日から平成20年4月1日に生まれた高校生並びにその間に生まれた方に対し、1人当たり3万円相当の全国で使用可能な商品券を申請不要なプッシュ型で書留により送付を行うとのことでした。

田中家住宅調査委託料の調査内容を問う質疑があり、後世に残す記録保存として、今回の調査内容は建物の実測と図面作成を行うもので、調査自体は令和2年度から古文書等を含め総合調査という形で実施していたが、建物の老朽化が激しく、修繕には莫大な費用がかかることから、所有者の意向により秋にも取り壊すことを確認したため、急遽本調査が必要になったとのことでした。

学校の新型コロナウイルス感染症対策の備品購入について問う質疑があり、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業というメニューを活用し、町立小中学校に必要な物品の確認を行い、ペーパータオル、消毒液、使い捨て手袋などの消耗品のほか、換気対策として網戸、サーキュレーター、空気清浄機などの購入を予定しているとのことでした。

保育園の主食費及び副食費の料金設定、更に現在実施している副食費の補助は太子町独自施策なのかを問う質疑があり、町内の保育所・認定こども園では、主食費を1号認定は1千円、2号認定は1千500円で設定されており、副食費は今年度から引き上げ、1号認定は3千700円、2号認定は4千700円に設定されているとのことでした。また、副食費の補助は、国の基準では年収360万円未満相当の世帯及び全世帯の第3子以降の方について副食費を免除しているが、町の独自施策として国の免除基準を拡大して全世帯を対象としているとのことでした。

その他、子ども食堂支援事業補助金、公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金、農業経営者支援金、景観保護保全の構想、事業系ごみ排出者支援金、一般コミュニティ助成金などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第20号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第4号）は、審議において、南今池の災害復旧対応の内容、及び地元負担があるのかを問う質疑があり、国庫による災害復旧事業であり、原状復旧が原則となる。原状復旧以上の対応となると国の災害査定の中で認められない可能性があるが、原因を解消し、今後、同様の被災状況にならないよう水路を極力崩壊しない程度まで伸ばしたいと考えている。また、地元負担については、太子町土地改良事業及び農業関係事業分担金要綱に基づき、国の補助事業の場合、事業費の25%を上限とするとのことでした。また、原状復旧が原則のため、それ以上の予算がつきにくい中、危険な箇所点検を今一度実施する考えがあるのか問う質疑があり、農業用ため池の場合、毎年点検を義務づけられている池や5年に1度点検を実施

している池があり、公共土木に関しては、日常の雨でも水が家に入ってくるというような苦情、要望があり、そのような箇所に関しては予算の許す範囲で可能な限り改修していくとのことでした。

その他、閉会中に災害が発生した場合の復旧対応、山田配水池が供給している範囲や配水機能を喪失した場合の影響、今回の災害の初動調査対応、職員の体制、町道御陵道線迂回路整備の復旧対応の内容、被災者への支援制度の案内などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま予算常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第15号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第15号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意については、原案どおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第16号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、太子町印鑑条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第17号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、太子町税条例中改正の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第18号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第20号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号、令和5年度太子

町一般会計補正予算（第4号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（山田 強君） 日程第6、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、及び観光拠点整備特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了し、令和5年第2回定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

閉会に先立ち、町長から発言を求められていますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和5年第2回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る6月1日に開会して以来、本日まで23日間の会期中、議員の皆様方におかれましては、本会議並びに委員会におきまして、慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしましたすべての案件につきまして、原案どおりご承認、ご議決、ご同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきました貴重なご意見等を十分に踏まえながら、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本町におきましては、これまでも大阪府や府内町村とともに、急激な人口変動の中、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供するための地域の在り方を検討してまいりました。さらに、令和4年度からは、河南町、千早赤阪村、大阪府と合同で南河内地域2町1村の行政課題やその対応方策についての検討を進め、令和5年5月に南河内地域「将来課題の対応方策の検討」の報告書を取りまとめ、併せて、報告書の中で具体的な取組として提案のあった新規職員採用試験の共同実施を行うこととし

たところでございます。

更に、今後、南河内地域2町1村における将来の在り方について検討をより深めていくため、去る5月23日に、河南町長、千早赤阪村長、大阪府と共同で南河内地域2町1村未来協議会を設立いたしました。この協議会におきましては、将来に向かって、持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、共同で行財政改革や公民連携、更なる広域連携に取り組むとともに、選択肢の1つとしての合併についても検討を深め、地域の更なる発展・成長を目指すこととしており、議会や住民の皆様とも課題を共有し、開かれた議論を行うことにより、南河内地域にふさわしい将来の在り方の検討を深めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、これから梅雨の本番を迎えることとなり、日に日にすっきりしない暑苦しい天候が続くこととなります。議員の皆様におかれましても、健康には十分ご留意され、引き続き町政発展のためご尽力賜りますようお願いを申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 去る6月1日に開会して以来、本日までの23日間、提出されました議案につきまして慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

田中町長をはじめ理事者の皆様におかれましては、本会議や委員会を通じて議員各位からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

それでは、これもちまして、令和5年第2回太子町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦勞さまでございました。これにて散会といたします。

（午前 9時48分 閉会）



この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長                      山 田       強

太子町議会議員                      森 田 忠 彦

太子町議会議員                      村 井 浩 二